

第37期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(自 令和2年2月1日 至 令和3年1月31日)

連結計算書類の注記及び個別計算書類の注記につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新都ホールディングス株式会社

連結注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、前連結会計年度以前から継続して営業損失を計上しており、改善を図るための営業拡大及び収益構造等を推進した結果、第2四半期連結累計期間において業績の持ち直しが見られたものの、当連結会計年度の業績は厳しい内容となりました。その結果、当連結会計年度においては、営業損失136,284千円、経常損失163,366千円、親会社株主に帰属する当期純損失164,319千円を計上しております。

これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために当社グループは、①アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、及び②不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、③貿易事業における事業運営体制等の効率化による安定収益基盤の確立並びに取扱製品領域の拡大による売上高及び収益力の強化を引続き推進して参ります。

その他、当社が2020年12月8日付適時開示「簡易株式交換による株式会社大都商会の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、新事業領域への展開及び既存事業とのシナジー創出による収益基盤の確保のため、株式会社大都商会（住所：東京都豊島区北大塚三丁目34番1号、代表者：鄧明輝）（以下、「大都商会」といいます。）を当社の手元資金を確保する目的から資金流出を伴うことが無く実施できる簡易株式交換により完全子会社化することと致しました。大都商会の完全子会社化はプラスチック再生事業強化の一環であり、大都商会が有するプラスチック加工における高い生産技術力や顧客ネットワークを当社グループに取込むことで、当事業における国内の競争力を高め、中長期的にはグローバルな事業展開を加速できると考えております。

このように、今後の当社グループの企業価値向上のために施策を講じておりますが、当社グループとしても運転資金の確保及び新規事業投資資金の調達が必要であると判断し、2020年12月8日付適時開示「第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、資金調達を実施いたしました。

これらの施策を推進することで経営基盤の強化を図り、企業経営の安定化に努めてまいります。

しかしながら、上記の対応策の効果が実現するには一定の期間が必要になると考えられ、これらの対応策を進めている途中において、景況悪化や異常気象、また、インフレによる原材料の高騰、為替変動や中国国内における急激な環境変化等により、収益性と財務体質の改善が影響を受けるリスクが存在しうることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称 上海銳有商貿有限公司、株式会社大都商会
連結範囲の変更 当連結会計年度の連結範囲の変更は、増加1社でその内訳は次のとおりであります。
(株式交換により連結の範囲に含めた会社) 1社 株式会社大都商会

(2) 非連結子会社の名称

- (有) ケーブルパークデザイン
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社1社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

- (有) ケーブルパークデザイン
持分法を適用しない理由
持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

- 連結子会社である上海銳有商貿有限公司並びに株式会社大都商会の決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
a その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
b 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
② たな卸資産
a 商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
b 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
c 販売用不動産
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	4～6年
器具備品	5～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

④ 店舗等撤去損失引当金

店舗等の撤去支出に備えるため、将来の支出見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用(株式交付費)は、発生時に全額費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「未収入金」は104千円であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産 322,669千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 148,781千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 151,684千円

(3) 保証債務等

以下の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社大都ホールディングス 80,790千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類と数 普通株式 22,869,900株

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類と数 普通株式 12,903,200株

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース資産総額に重要性がないため、記載を省略しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産で運用する方針であります。また、一時的な余剰資金については、流動性を重視し、元本割れの可能性のある取組みは行わないこととしております。資金調達については、必要な資金を原則として自己資金により充当する方針ですが、多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案の上、銀行借入及び増資等の最適な方法により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、得意先の信用リスクに晒されております。

関係会社出資金は、主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、当該企業の財務状況が悪化するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であり、支払時期に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

また借入金は短期的な運転資金の調達及び販売用不動産の取得資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後1年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債権残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

未収入金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債務残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

関係会社出資金は、定期的に発行体の財務状況を把握し、評価について決算期ごとに確認しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等並びに借入金は、各部署からの報告に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制となっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定さ

れた価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年1月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。(注)2.参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	126,587	126,587	—
(2) 受取手形及び売掛金	89,266		
貸倒引当金(※1)	△494		
	88,772	88,772	—
(3) 未収入金	165,932	165,932	
(4) 長期営業債権	28,149		
貸倒引当金(※2)	△26,427		
	1,721	1,721	—
資産計	383,013	383,013	—
(1) 買掛金	12,344	12,344	—
(2) 短期借入金	399,848	399,848	—
(3) 未払法人税等	28,688	28,688	—
負債計	440,881	440,881	—

(※1) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期営業債権に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額としております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

受取手形及び売掛金並びに未収入金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を基礎とし、ここから貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(4) 長期営業債権

長期営業債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から当該貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

関係会社出資金（連結貸借対照表計上額3,000千円）、投資有価証券（連結貸借対照表計上額5,846千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の回収予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	126,587	—	—	—
受取手形及び売掛金	89,266	—	—	—
長期営業債権	—	28,149	—	—
未収入金	165,932	—	—	—
合計	381,786	28,149	—	—

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	399,848	—	—	—	—	—
合計	399,848	—	—	—	—	—

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記は省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- ① 1株当たり純資産額 25.98 円
- ② 1株当たり当期純損失金額 9.20 円

【重要な後発事象に関する注記】

当社の100%子会社である株式会社大都商会（以下「大都商会」といいます。）は、株式会社日豊化学（以下「日豊化学」といいます。）との間において、合弁会社を設立することについて合意し、2021年3月1日付で合弁会社設立にかかる契約を締結しました。なお、当該合弁会社は当社の連結子会社となる予定です。

1. 合弁会社設立の目的

当社グループは、貿易事業を主体とした取扱製品領域の拡大及び営業拡大に取り組んでおり、その一

環として、2020年12月8日付「簡易株式交換による株式会社大都商会の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、プラスチック加工における高い生産技術力を持つ大都商会を子会社化いたしました。

日豊化学は、2003年の創業以来、プラスチックの再生事業、中でも付加価値の高いPFA再生樹脂にいち早く着眼し、樹脂再生の領域において事業を拡大してまいりました。また、先端機械設備の導入を進め、再生樹脂の安定した生産を実現しています。

今般、当社の100%子会社大都商会が有する中国大手企業を中心とした国際的な顧客ネットワークと、日豊化学が有する再生樹脂の高い生産力を融合することで、より高い国際競争力の獲得することを目的として、合弁会社を設立することといたしました。

なお、合弁会社での事業の開始にあたっては、日豊化学が有する工場（茨城県稲敷市）及び機械設備を活用し、コンパウンドプラスチック材料の生産、製造、研究開発、検査、販売等を行う予定です。

2. 設立する合弁会社の概要

(1) 名称	株式会社豊都新材料
(2) 所在地	茨城県稲敷市下太田 4446
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 劉 成金
(4) 事業内容	コンパウンドプラスチック材料の生産、製造、研究開発、検査、販売等
(5) 資本金	20,000,000円
(6) 設立年月日	2021年3月22日（予定）
(7) 決算期	1月
(8) 出資比率	株式会社大都商会（51.0%）、株式会社日豊化学（49.0%）

【追加情報】

(訴訟について)

(1) 売掛金請求について (その1)

当社は、東京地方裁判所において、令和元年10月23日付けで維健集團（香港）有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権1,355,382.54米ドル及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を提起されました。

本件訴訟に関して当社は今後とも適切に対応してまいります。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

(2) 売掛金請求について (その2)

当社は、東京地方裁判所において、平成29年9月28日付で江蘇舜天国際集団輕紡進出口有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権416,901.82米ドル及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求する訴訟を提起されました。

当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため争っておりますが、令和2年1月16日に、東京地方裁判所において、以下の内容の判決を言渡されました。

- ① 被告〔当社〕は、原告に対し、333,693.81米ドル及びこれに対する平成27年7月1日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は被告の負担とする。
- ③ この判決は、仮に執行することができる。

当社はこの判決を不服とし、控訴の準備をしております。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

(3) 売掛金請求について (その3)

当社は、平成30年12月21日付で、常州雅迪服飾有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権722,082元及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため争っておりますが、令和2年12月28日に、中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において、以下の内容の判決を言渡されました。

- ① 被告は、原告に対し、669,484.14元及びこれに対する2016年6月11日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え
- ② 原告のその他の訴求は却下する
- ③ 被告の訴訟費用に関する負担額は11,000元とする

当社はこの判決を不服とし、令和3年1月26日付で中華人民共和国江蘇省常州市高級人民法院に控訴しました。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

(4) 売掛金請求について (その4)

当社は、平成30年12月21日付で、常州市金壇凱迪制衣厂より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権

1,137,778元及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため争っていましたが、令和2年12月28日に、中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において、以下の内容の判決を言渡されました。

- ① 被告は、原告に対し、1,009,164.70元及びこれに対する2016年6月11日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え
- ② 原告のその他の訴求は却下する
- ③ 被告の訴訟費用に関する負担額は15,010元とする

当社はこの判決を不服とし、令和3年1月26日付で中華人民共和国江蘇省常州市高級人民法院に控訴しました。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、前事業年度以前から継続して営業損失を計上しており、当事業年度においても、営業損失121,962千円、経常損失158,782千円、当期純損失164,319千円を計上しております。

これらにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しているものと認識しており、収益性と財務体質の改善を迫られております。

このような状況を解消するために当社は、①アパレル事業における卸売り事業の安定的な拡大と利益構造改革の推進、及び②不動産関連サービス事業の収益基盤の確立及び強化、③貿易事業における事業運営体制等の効率化による安定収益基盤の確立並びに取扱製品領域の拡大による売上高及び収益力の強化を引続き推進して参ります。

その他、当社が2020年12月8日付適時開示「簡易株式交換による株式会社大都商会の完全子会社化及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、新事業領域への展開及び既存事業とのシナジー創出による収益基盤の確保のため、株式会社大都商会（住所：東京都豊島区北大塚三丁目34番1号、代表者：鄧明輝）（以下、「大都商会」といいます。）を当社の手元資金を確保する目的から資金流出を伴うことが無く実施できる簡易株式交換により完全子会社化することと致しました。大都商会の完全子会社化はプラスチック再生事業強化の一環であり、大都商会が有するプラスチック加工における高い生産技術力や顧客ネットワークを当社に取込むことで、当事業における国内の競争力を高め、中長期的にはグローバルな事業展開を加速することができると考えております。

このように、今後の当社の企業価値向上のために施策を講じておりますが、当社としても運転資金の確保及び新規事業投資資金の調達が必要であると判断し、2020年12月8日付適時開示「第三者割当による第5回新株予約権及び第6回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり、資金調達を実施いたしました。

これらの施策を推進することで経営基盤の強化を図り、企業経営の安定化に努めてまいります。

しかしながら、上記の対応策の効果が実現するには一定の期間が必要になると考えられ、これらの対応策を進めている途中において、景況悪化や異常気象、また、インフレによる原材料の高騰、為替変動や中国国内における急激な環境変化等により、収益性と財務体質の改善が影響を受けるリスクが存在しうることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

② たな卸資産

a 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。これによる評価損は売上原価に含めて処理しております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 4～6年

器具備品 5～10年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

売上返品による損失に備えるため、過去の返品率等を勘案し返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

④ 店舗等撤去損失引当金

店舗等の撤去支出に備えるため、将来の支出見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

新株発行費用(株式交付費)は、発生時に全額費用処理しております。

② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「仮払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「仮払金」は20千円であります。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産 322,669千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金 148,781千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,775千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

長期金銭債権 19,380千円

(4) 取締役に対する金銭債務 6,000千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

受取利息 404千円 (上海鋭有商貿有限公司)

輸入商品仕入高 3,646千円 (上海鋭有商貿有限公司)

仕入高 1,172千円 (株式会社大都商会)

業務委託費 1,090千円 (株式会社大都商会)

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末日における自己株式の総数 普通株式 58,200株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	1,305
貸倒引当金	12,320
未払事業税	7,422
訴訟損失引当金	9,261
税務上の繰越欠損金	502,217
その他	2
繰延税金資産小計	532,529
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金	△502,217
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△30,311
評価性引当金小計	△532,529
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産純額	—

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

リース資産総額に重要性がないため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	残高（千円）
役員が議決権の過半数を所有している会社	デンエイインダストリアル（ホンコン）カンパニー	中華人民共和国香港特別行政区	—	貿易業	—	本社オフィスの賃借	地代家賃の支払（注1）	9,000	—	—
							—	—	敷金及び保証金	3,750
役員が議決権の過半数を所有している会社	千葉リサイクルセンター株式会社	千葉県	—	貿易業	—	当社役員が100%所有している会社	プラスチック原料仕入代金の支払（注2）	49,760	—	37,613
子会社	上海銳有商贸有限公司	中華人民共和国上海市	22,276	ユニフォーム事業	100%	株式の保有	資金の貸付	—	関係会社長貸付金	19,380

取引条件及び取引条件等の決定方針等

(注1) 当社は当社代表取締役社長である鄧明輝氏が議決権の過半数を所有している上記関連当事者から東京都豊島区の本社オフィスの賃借を受けております。当該賃料の価格については、近隣の市場相場を勘案して契約により決定しております。なお、賃貸期間3年としております。

(注2) 取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件ないし取引条件の決定方針等仕入価額は一般的な取引条件と同様に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	26.13 円
2. 1株当たり当期純損失金額	8.95 円

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【追加情報】

(訴訟について)

(1) 売掛金請求について (その1)

当社は、東京地方裁判所において、令和元年10月23日付けで維健集團（香港）有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権1,355,382.54米ドル及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を提起されました。

本件訴訟に関して当社は今後とも適切に対応してまいります。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

(2) 売掛金請求について (その2)

当社は、東京地方裁判所において、平成29年9月28日付で江蘇舜天國際集團輕紡進出口有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権416,901.82米ドル及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求する訴訟を提起されました。

当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため争っておりますが、令和2年1月16日に、東京地方裁判所において、以下の内容の判決を言渡されました。

- ① 被告〔当社〕は、原告に対し、333,693.81米ドル及びこれに対する平成27年7月1日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は被告の負担とする。
- ③ この判決は、仮に執行することができる。

当社はこの判決を不服とし、控訴の準備をしております。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

(3) 売掛金請求について (その3)

当社は、平成30年12月21日付で、常州雅迪服飾有限公司より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権722,082元及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため争っておりますが、令和2年12月28日に、中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において、以下の内容の判決を言渡されました。

- ① 被告は、原告に対し、669,484.14元及びこれに対する2016年6月11日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え
- ② 原告のその他の訴求は却下する

③ 被告の訴訟費用に関する負担額は11,000元とする

当社はこの判決を不服とし、令和3年1月26日付で中華人民共和国江蘇省常州市高級人民法院に控訴しました。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。

(4) 売掛金請求について(その4)

当社は、平成30年12月21日付で、常州市金壇凱迪制衣厂より、当社が仕入れた衣料品の売掛債権1,137,778元及びこれに対する遅延損害金に係る支払請求の訴訟を中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において提起されました。

当社は、当該売掛債権の存在等の事実関係に関する当社の認識とは相違があったため争っていましたが、令和2年12月28日に、中華人民共和国江蘇省常州市中級人民法院において、以下の内容の判決を言渡されました。

- ① 被告は、原告に対し、1,009,164.70元及びこれに対する2016年6月11日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え
- ② 原告のその他の訴求は却下する
- ③ 被告の訴訟費用に関する負担額は15,010元とする

当社はこの判決を不服とし、令和3年1月26日付で中華人民共和国江蘇省常州市高級人民法院に控訴しました。なお、当社は所要の訴訟損失引当金を計上しております。